

京都市告示第705号

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第16条第1項の規定により、京町家保全重点取組地区を指定しましたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

なお、関係図書を閲覧に供します。

令和5年3月17日

京都市長 門川 大作

1 名称及び面積

名 称	面 積
伏見街道（直違橋通）京町家保全継承地区	約7.6ヘクタール

2 伏見街道（直違橋通）京町家保全継承地区を定める土地の区域

京都市伏見区深草直違橋四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、十丁目の各全部及び十一丁目の一部

3 関係図書の閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
都市計画局まち再生・創造推進室

(都市計画局まち再生・創造推進室)